

1都3県共同メッセージ ～外出自粛のお願い～

1都3県緊急事態措置実施中

このまま感染状況に変化がなければ
人流抑制に向けた強力な措置も必要になる

多くの命を救うため一人ひとりが行動を変える

生活に必要な場合を除き、
徹底した外出自粛にご協力を！



埼玉県



千葉県



東京都



神奈川県

外出自粛等の呼びかけについて

緊急事態宣言の発令を受けて**不要不急の外出自粛**等の
お願いを広く**県民に周知**する。

実施日時： 1月8日～

実施場所： 県内各市町村

実施内容： 繁華街や駅での呼びかけ、啓発チラシの配布の他、
市町村、警察、消防とも協力して、防災行政無線、
消防車両等での啓発を実施中

外出自粛等の呼びかけについて

I. 1月8日～1月17日

県内63市町村で延べ100回実施。主な呼びかけ行動事例。

川口市	川口駅、商店街で知事、市長から呼びかけ、チラシの配布、横断幕の掲出。西川口駅でも実施。
川越市	商店街で知事、市長から呼びかけ、チラシの配布。川越駅、本川越駅でも実施。
さいたま市	大宮駅で市長、副知事から呼びかけ、チラシの配布。浦和駅、さいたま新都心駅でも実施。
越谷市	南越谷駅・新越谷駅前広場で市長、副知事から呼びかけ、チラシの配布。

II. 1月18日～2月7日（予定）

上記手法に加え、市町村の協力を得て、自治会、消防、防犯活動などを通じて広域的に呼びかけを展開中。

◆県民への広報

- 県公式ホームページに知事動画メッセージ等を掲載
- 県公式SNSにて発信
- テレビ埼玉、NACK5にて広報を実施
- 彩の国だより、新聞紙面広告による広報を実施
- 駅前の大型ビジョンによる広報（大宮アルシエ、大宮駅東口、川口駅、越谷駅）

外出自粛等の呼びかけについて

活動状況



事業者の皆様へのお願い（特措法第24条第9項）

◆テレワークの徹底 目標値：出勤者数の7割削減

◆在宅勤務・時差出勤の徹底

◆職場・寮における感染防止策の徹底

◆従業員への基本的な感染防止策の徹底や、
会食自粛等の呼びかけ

営業時間の短縮要請等について（特措法第24条第9項）

要請内容

営業時間の短縮、酒類提供時間の短縮

要請期間

令和3年1月12日（火） 午前 0時から
令和3年2月 7日（日） 午後 12時まで

地 域

県内全て

対象業種

飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等

※宅配・テイクアウトサービスを除く

遊興施設等：バー、カラオケボックス等（飲食店営業許可取得店舗）

※ネットカフェ、漫画喫茶を除く ⇒ 感染防止対策の徹底を要請

営業時間

午前 5時から午後 8時まで

酒類提供時間

午前 11時から午後 7時まで

施設の営業時間短縮等の働きかけについて

施設	働きかけの内容
<ul style="list-style-type: none">▪ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場▪ 集会場又は公会堂、展示場▪ ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)▪ 運動施設又は遊技場▪ 博物館、美術館又は図書館	<ul style="list-style-type: none">▪ 午後8時までの営業時間短縮 (酒類の提供は 午前11時から午後7時まで)▪ 人数上限5,000人、 かつ、収容率50%以下
<ul style="list-style-type: none">▪ 物品販売業を営む店舗(1000 m²超) (生活必需物資を除く。)▪ サービス業を営む店舗(1000m²超) (生活必需サービスを除く。)▪ 遊興施設(飲食店営業許可施設を除く。)	<ul style="list-style-type: none">▪ 午後8時までの営業時間短縮 (酒類の提供は 午前11時から午後7時まで)